

第138期 定時株主総会 招集ご通知

- ・ 駐車場、駐輪場及び喫煙所のご用意はございません。
- ・ 事業所見学等は実施いたしません。
- ・ 当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・ ご用意できる席数が限られますので、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 体調不良と見受けられる株主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ その他株主総会の運営方法を変更した場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたします。

https://www.citizen.co.jp/ir/general_meeting.html

目次

第138期定時株主総会招集ご通知 …	1
議決権行使のご案内 ……………	3
ライブ配信のご案内 ……………	6
株主総会参考書類 ……………	8
事業報告 ……………	28
連結計算書類 ……………	50
計算書類 ……………	52
監査報告 ……………	54

日時 2023年6月28日(水曜日)午前10時

※受付開始は午前9時を予定しております。

場所 東京都西東京市田無町六丁目1番12号
当社東京事業所会議室

- 議案**
- ＜会社提案＞（第1号議案から第3号議案）
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - ＜株主提案＞（第4号議案から第13号議案）
 - 第4号議案 定款一部変更の件
 - 第5号議案 定款一部変更の件
 - 第6号議案 定款一部変更の件
 - 第7号議案 定款一部変更の件
 - 第8号議案 定款一部変更の件
 - 第9号議案 定款一部変更の件
 - 第10号議案 定款一部変更の件
 - 第11号議案 取締役選任の件
 - 第12号議案 取締役解任の件
 - 第13号議案 監査役解任の件

シチズン時計株式会社

証券コード 7762

株主各位

証券コード 7762
2023年6月6日
電子提供措置の開始日 2023年5月27日

東京都西東京市田無町六丁目1番12号

シチズン時計株式会社

代表取締役社長 佐藤 敏彦

第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト]

https://www.citizen.co.jp/ir/general_meeting.html



[東京証券取引所ウェブサイト]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※「銘柄名(会社名)」に「シチズン時計」または「コード」に「7762」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。

なお、当日のご出席以外にも、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、3ページに記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2023年6月27日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

[インターネットによる議決権の行使]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

[書面(郵送)による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2023年6月28日（水曜日）午前10時 ※受付開始は午前9時を予定しております。</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都西東京市田無町六丁目1番12号 当社東京事業所会議室</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項 1. 第138期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第138期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 <会社提案> (第1号議案から第3号議案) 第1号議案 剰余金処分の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第2号議案 取締役8名選任の件 <株主提案> (第4号議案から第13号議案) 第4号議案 定款一部変更の件 第9号議案 定款一部変更の件 第5号議案 定款一部変更の件 第10号議案 定款一部変更の件 第6号議案 定款一部変更の件 第11号議案 取締役選任の件 第7号議案 定款一部変更の件 第12号議案 取締役解任の件 第8号議案 定款一部変更の件 第13号議案 監査役解任の件</p>
<p>4 招集にあたっての 決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・ インターネット及び郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 ・ インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会においては、書面交付請求いただいたか否かにかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。電子提供措置事項のうち、事業報告の「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使する方法

5ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

6ページの案内に従って、同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

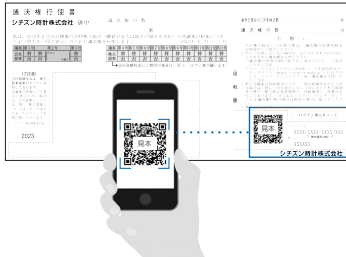
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してください。

- 3 新しいパスワードを登録してください。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

郵送及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書

シチズン時計株式会社 御中

議 決 権 の 数

個

私は、2023年6月28日開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の各議案の原案につき、
下記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。 2023年 6 月 日

議案	第1号	第2号	第3号
会社 提案	賛 否	賛 否	賛 否

議案	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号
株主 提案	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

↳当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

（ご注意）

当社取締役会は、
提案議案のすべて
に対しております。
各議案の原案につき賛
否の表示がない場合
は、会社提案について
は「賛」、株主提案に
ついては「否」の表示

こちらに議案の賛否をご記入ください。

<会社提案>

第1号議案

第3号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

<会社提案>

第2号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する場合 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

<株主提案>

第4号議案 – 第13号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

当社取締役会は、
株主提案議案のすべてに
反対しております。

各議案の原案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

ライブ配信のご案内

1. 配信日時

2023年6月28日（水曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ ライブ配信ページは、株主総会当日の午前9時30分頃からアクセス可能となります。

2. ご視聴の方法

- (1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下、「本ウェブサイト」といいます。）へのアクセスをお願いいたします。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



(QRコード)

- (2) 本ウェブサイトにて以下のID及びパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックを入れた後、「ログイン」ボタンのクリックをお願いいたします。

- ID：3810（4桁の半角数字）に続けて議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（8桁の半角数字）
※ 議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。
- パスワード：2023年3月末（基準日）時点における株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁の半角数字）に続けて2023（4桁の半角数字）

議決権行使書

シチズン時計株式会社 御中

議決権の数

私は、2023年6月28日開催の定時株主総会（親社会または親会の場合を含む）の各議案の原案につき、下記（特許を二印で表示）のとおり議決権を行使します。 2023年 6 月 日

議案	第1号	第2号	第3号	議案	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号
会社	賛	賛	反対	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
提案	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

（ご社務）
当期議決権は、株主総会議案の手続きに反映してあります。
各議案の原案につき賛否が表示されない場合は、会社総会については「株主総会」については「否」の表示が最も多くてお返付いたします。
シチズン時計株式会社

2023

パスワード※に続けて2023
(合計11桁の半角数字)

〇〇〇-XXXX
△△市〇〇区1-2-3

様

基準日現在のご所有株式数

議決権の数

お 願 い

1. 当日株主総会にて出席の際は、議決権行使書用紙を必用発行へご提出ください。

2. 当日ご出席にならない場合は、以下のいずれかの方法によりあらかじめ議決権を行使ください。

① 議決権行使書用紙に署名をご表示のうえ、ご返送ください。

② オンライン用QRコードを読み取るか、<https://www.tr.mufg.jp/> に以下URLにてログイン後、議決権を行使してください。

③ 第2号議案の各候補者のうち、一部の候補者を選ばれる場合は、特に二印を表示しかつ二印に付される候補者の番号（株主総会参加期間）を候補者ごとの二印を付してあります。をご記入ください。インターネットによる議決権行使の場合は画面の指示に従ってください。

④ 印刷面をよくお読みください。

ログイン用QRコード

見本

3810-XXXX-XXXX-XXX

XXXXXX

シチズン時計株式会社

(ID)3810に続けて株主番号
(合計12桁の半角数字)

ログインID

3810-XXXX-XXXX-XXXX

株主番号(8桁)

※ パスワードに使用する郵便番号は、議決権行使書用紙に記載の郵便番号とは異なる場合がございます。

- (3) 本ウェブサイトにて「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックを入れた後、「視聴する」ボタンのクリックをお願いいたします。

3. 視聴テストの方法

「2. ご視聴の方法」にてご案内の方法により本ウェブサイトログインされた後、本ウェブサイト内の「視聴環境テスト」ボタンより、事前に視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

4. ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (https://www.citizen.co.jp/ir/general_meeting.html) にてお知らせいたします。
- (2) **ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、3ページから5ページにてご案内の方法により事前に行使くださいますようお願い申し上げます。**
- (3) ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 本ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。


5. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮いたしますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

- ① ID・パスワードに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社

 0120-676-808 (通話料無料)

受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝日等を除く。）
ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了時刻まで

- ② ネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ

(03)6833-6234

受付時間

2023年6月28日（水）午前9時から株主総会終了時刻まで

株主総会参考書類

会社提案 第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、2022年度（2023年3月期）から2024年度（2025年3月期）までの3か年の「中期経営計画2024」の株主還元方針として、安定的かつ継続的な配当を重視し、配当性向50%を目安とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、連結業績との連動と安定配当のバランスを勘案し、以下のとおり、1株につき19円（中間配当金15円を含め年間配当金は1株につき34円）といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円 配当総額4,923,841,868円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

(ご参考)


		第136期 (2020年度)	第137期 (2021年度)	第138期(当期) (2022年度)
配当金額 (1株当たり年間配当金)	(百万円) (円)	1,565 (5)	5,504 (18)	9,315 (34)
自己株式取得額	(百万円)	—	7,155	30,542
合計	(百万円)	1,565	12,660	39,857
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	△25,173	22,140	21,836


取締役8名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	さとう としひこ 佐藤 敏彦	代表取締役社長	再任	17回／17回 (100%)
2	ふるかわ としゆき 古川 敏之	常務取締役 経営企画部・経理部・広報IR室・情報システム部担当	再任	17回／17回 (100%)
3	おおじ よしたか 大治 良高	常務取締役 時計事業本部長	再任	17回／17回 (100%)
4	なかじま けいいち 中島 圭一	取締役	再任	17回／17回 (100%)
5	みやもと よしあき 宮本 佳明	取締役 グループリスクマネジメント、総務部長、人事部・CSR室・環境マネジメント室担当	再任	17回／17回 (100%)
6	くぼき としこ 窪木 登志子	社外取締役	再任 社外 独立	17回／17回 (100%)
7	おおさわ よしお 大澤 善雄	社外取締役	再任 社外 独立	17回／17回 (100%)
8	よしだ かつひこ 吉田 勝彦	社外取締役	再任 社外 独立	13回／13回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	 さとう としひこ 佐藤 敏彦 (1955年11月16日生)	1981年 4月 当社入社 2009年 8月 当社開発部長 2012年 4月 シチズンファインテックミヨタ(株) (現シチズンファインデバ イス(株)) 代表取締役社長 2015年 6月 当社取締役 2016年 4月 シチズン時計(株)取締役 2016年 4月 同社生産統括、製品開発事業部長、品質保証部担当 2016年10月 当社時計生産統括 2016年10月 当社製品開発本部長、品質保証部担当 2017年 4月 当社製品統括本部・品質保証統括部担当 2017年 4月 シチズン時計マニファクチャリング(株)代表取締役社長 2017年 6月 当社常務取締役 2018年 4月 当社専務取締役 2019年 4月 当社代表取締役社長 (現職)	10,496株
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		当社グループのデバイス事業の運営や時計生産の統括を担った実績と経験等を踏まえ、引き続き当社グループの企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、取締役候補者といたしました。	17回/17回 (100%)


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 再任	 ふるかわ としゆき 古川 敏之 (1963年1月19日生)	1986年 4月 当社入社 2009年 4月 当社IR広報室長 2010年 7月 当社経営企画部次長 2011年 6月 当社経営企画部長 2015年 4月 シチズン時計(株)取締役 2015年 4月 同社経営企画部長、経理部担当 2016年 6月 当社取締役 2016年 6月 当社経営企画部長 2016年 6月 当社経理部・広報IR室担当 (現職) 2016年10月 当社情報システム部担当 (現職) 2021年 4月 当社経営企画部担当 (現職) 2022年 4月 当社常務取締役 (現職)	8,978株
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		当社のIR広報室長として投資家との対話や広報戦略に携わった後、当社の経営企画部長として当社グループの経営戦略を策定してきた実績、当社の取締役として経営企画部及び経理部等を担当してきた実績と経験を踏まえ、引き続き当社グループの企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、取締役候補者といたしました。	17回/17回 (100%)


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 再任	 おお じ よし たか 大治 良高 (1963年11月23日生)	1986年 4月 当社入社 2005年 8月 当社時計事業統括本部マーケティング本部付 (シンガポール駐在) 2011年 6月 シチズン時計(株)管理本部事業管理部長 2011年 8月 同社戦略企画本部経営管理部長 2012年 7月 同社経営企画部長 2015年 4月 当社経営企画部長 2016年 6月 シチズン時計(株)執行役員 2016年 6月 同社製品開発事業部次長 2016年10月 当社執行役員 2016年10月 当社製品開発本部副本部長 2017年 4月 当社営業統括本部副本部長 2017年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社商品開発本部長 2019年 4月 当社研究開発センター長 2019年 4月 当社時計開発本部長 2020年 4月 当社時計開発本部担当 2021年 1月 当社研究開発センター担当 2021年 4月 当社営業統括本部長、ムーブメント事業部担当 2022年 4月 当社常務取締役 (現職) 2022年 4月 当社時計事業本部長 (現職)	15,369株
		取締役候補者とした理由 当社の海外子会社において時計販売に携わった後、当社及び当社の子会社において経営企画部長として当社グループの時計事業における経営戦略の推進を担った経験と当社において時計の製品開発を推進してきた実績等を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 再任	 なか じま けい いち 中島 圭一 (1958年8月14日生)	1982年 4月 当社入社 2001年 3月 Citizen Machinery Asia Co., Ltd.代表取締役社長 2004年 8月 シチズン精機(株)経営企画部長 2008年 3月 西鉄城 (淄博) 精密機械有限公司董事長 2008年 4月 シチズンマシナリー(株)管理本部長 2008年 6月 Citizen Machinery Asia Co., Ltd.代表取締役社長 2008年 6月 Citizen Machinery Vietnam Co., Ltd.代表取締役社長 2008年 6月 シチズンマシナリー(株)取締役 2009年 3月 (株)ミヤノ (現シチズンマシナリー(株)) 社外取締役 2010年 6月 シチズンマシナリー(株)執行役員 2011年 4月 シチズンマシナリーミヤノ(株) (現シチズンマシナリー(株)) 執行役員 2012年 4月 同社取締役執行役員 2013年 4月 同社代表取締役社長 (現職) 2013年 6月 当社取締役 (現職)	25,161株
		取締役候補者とした理由 主として当社グループの工作機械事業に携わり、シチズンマシナリー(株)の代表取締役社長として当社グループの工作機械事業全体を牽引し、当社の事業戦略を推進してきた実績と経験を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5 再任	 みやもと よしあき 宮本 佳明 (1963年2月3日生)	1990年 8月 当社入社 2009年 4月 シチズン時計(株)管理本部事業管理部副部長 2010年12月 同社企画本部戦略企画部副部長 2012年 4月 Citizen Watch Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.代表取締役社長 2014年 4月 Citizen Watch Europe GmbH代表取締役社長 2017年 4月 当社上席執行役員 2017年 4月 当社総務部長 (現職) 2017年 6月 当社グループリスクマネジメント、人事部担当 (現職) 2018年 6月 当社取締役 (現職) 2019年 4月 当社CSR室・環境マネジメント室担当 (現職)	10,742株
		取締役候補者とした理由 当社グループの時計製造を担う海外子会社において新工場の立ち上げを推進した後、時計販売を担う海外子会社の経営を担当してきた経験と当社の取締役としてグループリスクマネジメント、総務部及び人事部を担当した実績等を踏まえ、引き続き当社グループの企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、取締役候補者となりました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

【社外取締役候補者】

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 再任	 くぼき としこ 窪木 登志子 (1960年2月26日生)	1987年 4月 弁護士登録 2002年 2月 東京家庭裁判所調停委員 (現職) 2009年 4月 会計検査院・退職手当審査会委員 (現職) 2012年 4月 中央大学法科大学院客員教授 (現職) 2015年 6月 クオール(株) (現クオールホールディングス(株)) 社外取締役 (現職) 2015年 6月 (一社)共同通信社社外監事 (現職) 2016年 6月 当社社外監査役 2019年 6月 当社社外取締役 (現職) 2021年12月 中央区特別職報酬等審議会委員 (現職) 2023年 4月 国立大学法人東京医科歯科大学副学長 (現職)	5,000株
		社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要 弁護士としての専門的見地及び会社の社外取締役としての経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただくことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7 再任	 おおさわ よしお 大澤 善雄 (1952年1月22日生)	2003年 4月 住友商事(株)理事ネットワーク事業本部長 2005年 4月 同社執行役員ネットワーク事業本部長 2007年 4月 同社執行役員メディア事業本部長 2008年 4月 同社常務執行役員メディア・ライフスタイル事業部門長 2008年 6月 同社代表取締役常務執行役員 2011年 4月 同社代表取締役専務執行役員 2013年 6月 SCSK(株)代表取締役社長兼COO 2015年 4月 同社代表取締役社長 2016年 4月 同社取締役会長 2017年 4月 同社取締役 2018年 3月 キヤノンマーケティングジャパン(株)社外取締役 (現職) 2019年 6月 当社社外取締役 (現職)	一株
		社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要	取締役会への出席状況
		経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただくことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者いたしました。	17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8 再任	 よしだ かつひこ 吉田 勝彦 (1954年4月5日生)	2007年 6月 花王(株)執行役員 2012年 6月 同社常務執行役員 2014年 3月 同社代表取締役常務執行役員 2015年 3月 同社代表取締役専務執行役員 2019年10月 (一社)日本子育て支援協合理事長 (現職) 2022年 6月 川崎重工業(株)社外取締役 (現職) 2022年 6月 当社社外取締役 (現職)	2,809株
		社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要	取締役会への出席状況
		経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただくことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者いたしました。	13回/13回 (100%)

- (注) 1. 略歴中にある「シチズン時計(株)」は、当社が2007年4月2日に新設分割により設立した子会社であり、2016年10月1日に当社との合併により解散いたしました。
2. 所有する当社の株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 候補者 吉田勝彦氏は、2022年6月28日開催の第137期定時株主総会において新たに選任されたため、その任期中の活動状況について記載しております。
5. 当社は、候補者 窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏が社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等

を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなどの免責事由があります。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。保険料は当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。


7. 候補者 窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。窪木登志子及び大澤善雄の両氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年、吉田勝彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
8. 候補者 窪木登志子氏は、2023年6月23日開催予定の旭有機材㈱第102期定時株主総会において同社の監査等委員である社外取締役に選任されましたら、同社の監査等委員である社外取締役に就任する予定であります。

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 石田八重子氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  いしだ やえこ 石田 八重子 (1970年8月18日生)	2000年10月 弁護士登録 2007年 1月 東京簡易裁判所司法委員 2016年 4月 東京家庭裁判所立川支部調停委員 2019年 6月 当社社外監査役（現職） 2021年 6月 (株)いなげや社外取締役（現職）	一株
	社外監査役候補者とした理由	取締役会への出席状況
	弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、弁護士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただけることを踏まえ、社外監査役として適任と判断いたしました。同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としていたしました。	17回/17回 (100%) 監査役会への出席状況 13回/13回 (100%)

- (注) 1. 候補者 石田八重子氏の弁護士としての職務上の氏名は「北代八重子」であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者 石田八重子氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、石田八重子氏が監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなどの免責事由があります。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。保険料は当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 候補者 石田八重子氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外役員又はその候補者が、当社が合理的に可能な範囲で調査した結果、次に掲げるいずれの項目にも該当しない場合に、当該社外役員又は社外役員候補者は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有するものと判断します。

- (1) 現在又は過去において、当社グループ（当社及びその子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）の役員（当社の社外取締役及び社外監査役を除く。）又は使用人であった者
- (2) 当社を主要な取引先とする者^(注1)又はその業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
- (3) 当社の主要な取引先^(注2)又はその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (5) 当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産による寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (6) 直接又は間接に、当社の総株主の議決権の10%以上を有する者又はその業務執行者
- (7) 当社グループの役員又は使用人が他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の当該社外役員以外の役員又は使用人が、当社の社外役員又はその候補者である場合の当該役員又は使用人
- (8) 当社の最終事業年度及び過去3事業年度において、(2)から(7)に該当する者
- (9) (1)から(8)までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族

(注1) 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の当社グループに対する売上高が当該取引先グループ（当該取引先並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）の連結売上高の2%以上である者をいう。

(注2) 「当社の主要な取引先」とは、当社グループの当該取引先グループに対する売上高が当社の連結売上高の2%以上である者をいう。

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり選任いただいた場合の各取締役に期待する役割は次のとおりであります。

氏名	企業経営/ 経営戦略	販売/ マーケティング/DX	研究開発/ テクノロジー	国際ビジネス	人財開発/ ダイバーシティ	財務/ 会計	ESG/ サステナビリティ
佐藤敏彦	●		●				●
古川敏之	●	●				●	
大治良高	●	●		●			
中島圭一	●		●	●			
宮本佳明	●				●		●
窪木登志子				●	●		●
大澤善雄	●	●		●			
吉田勝彦	●	●			●		

(注) 各取締役に期待する役割を最大3項目まで記載しております。

<株主提案(第4号議案から第13号議案まで)>

第4号議案から第13号議案までは、株主様1名（議決権の数336個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の提案内容及び提案理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

株主提案 第4号議案

定款一部変更の件

1. 提案内容

「旅行業法による基づく旅行業」、「損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務」を当社事業目的から削除する。

2. 提案理由

事業実態がなく、中長期的にも当社事業目的として不要と判断したため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

定款第2条に定める目的は、会社が権利を有し、義務を負う範囲を定めるものであり、実際に行っている事業の内容を定めるものではないことから、現時点において事業実態がないことを理由にこれを変更する必要はないと考えております。

目的事項の削除につきましては、今後の経営方針など、事業実態の有無以外にもあらゆる企業価値向上に資する可能性を業務執行の観点から検証し、当該目的事項を削除しても企業価値向上の可能性を阻害しないことを取締役会で判断したうえで、定款変更議案として株主総会にお諮りすべきものと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

発行可能株式総数を8億8千200万株とする。

2. 提案理由

現在の発行可能株式総数は9億5975万2000株であり、発行済株式数2億9千400万株の3.26倍で一株価値の大幅な希釈化懸念がある。少なくとも発行済株式数の3.0～2.0倍以下が適正水準であり、8億8千200万株がその最大値と判断したため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

定款第6条に定める発行可能株式総数は、増資等により発行する株式数の上限を定めるものです。

当社では、資本政策について成長投資と株主還元のバランスを考慮し、株主利益の最大化を目指して取り組んでおり、現時点で発行可能株式総数の変更の必要はないと考えております。

将来的な発行可能株式総数の変更については、中長期的な資本政策を踏まえたうえで、経営戦略との整合性や、企業価値の向上への影響を加味しながら、適切な資金調達の方法や剰余金の処分に関する方針などを考慮し、その必要性があると取締役会で判断した際に、定款変更議案として株主総会にお諮りすべきものと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

当社は高級腕時計、宝石、貴金属およびその装飾品の販売を営む、シチズン東京株式会社（英文表示：Citizen Tokyo Co.,Ltd. ）と称する連結子会社を所有する。

2. 提案理由

当社の本店は西東京市にあり、「東京」という世界有数の都市ブランドを有している。その東京ブランドをフルに活用することにより、高価格帯商品の拡大を中長期的に達成する道筋を示すことで、PER（株価／一株当たりの予想純利益）とPBR（株価／一株当たり純資産）を引き上げ、持続的成長を可能にさせるため。

例えば、中価格帯の女性用腕時計 x C（クロスシー）やユニセクシャルな時計（XX）をダイヤや18Kを使用、装飾し高価格帯にする場合、中価格帯はCITIZEN／x C、高価格帯は x C/Tokyo-collection、XX/Tokyo（ツインクロス東京）等々、様々な選択肢が広がる。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

子会社のあり方や当社グループをどのように運営していくかは業務執行に関することであり、企業価値向上策としての中期経営計画等との関連を踏まえて当社の取締役会で決定すべきものと考えております。

また、子会社のあり方といった個別具体的な業務執行の詳細にわたる事項について、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

取締役報酬は個別に開示する。

2. 提案理由

個別の取締役報酬の開示は経営の透明性を高める観点から重要事項であり、かつ、株主が取締役個別の選任、解任の議決権行使をする際の判断材料であるため。当社は日本経済を代表する指数、日経平均(225社)の採用銘柄であり、より透明性の高いガバナンスが求められる。したがって、取締役報酬に関する会社法361条7項に基づいて、より透明性が高く、株主にとっても分かりやすい個人別役員報酬そのものの開示に踏み切るべきである。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役の報酬等に関する事項につきましては、事業報告において法令に従い適正に開示しており、また、取締役の選任に係る議案をご検討いただくにあたって必要な情報につきましては、株主総会参考書類において法令等に従い適正に開示しております。

当社は、任意の機関として、報酬委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務め、公正かつ透明性をもって審議を行っております。同委員会の勧告を受けて、取締役会が取締役の報酬等の内容を決定することにより、取締役の報酬等に関する透明性を高めております。

また、株主総会資料に記載する内容の決定といった個別具体的な業務執行の詳細にわたる事項について、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

取締役会は最高経営責任者と取締役会議長の兼任を禁止し、社外取締役を議長とする。

2. 提案理由

業務執行を行わない、独立した立場の社外取締役を議長とすることが、企業価値向上や株主権利保護といった観点から企業経営の監督とガバナンス効果を高め、より公正な取締役会決議を行えるため。付け加えれば、社外取締役を取締役会議長とすることで、取締役会と経営執行部との間に適切な緊張関係が生じ、社内外の取締役および監査役等の取締役会出席者個々人に自由で責任ある発言が活発化し、より適正な取締役会運営が可能になるため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役会の議長と最高経営責任者を分離することについて議論があることは、当社においても承知しております。その一方で、コーポレート・ガバナンスの実効性を発揮するにあたっては、個社の実情に合った体制を敷くことがコーポレートガバナンス・コードでも求められております。

当社の取締役会においては、多岐にわたる事業内容におけるそれぞれの事業環境の変化に素早く対応し、適切な意思決定を行うことを目的に、業務執行に関連する議案も多く付議されております。

業界動向や社内事情に詳しい取締役社長が議長を務め、執行サイドとのコミュニケーションを十分とって情報共有を図るとともに、スピード感を持った適切な意思決定を行うことも、当社に適したコーポレート・ガバナンス体制によって企業価値を向上するために必要であると考えております。そのため、現時点における当社の取締役会では業務内容に精通した取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役に由る経営のチェックや監督を受けることが適切であると考えております。

また、当社は、任意の機関として、指名委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役に占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により取締役社長を選定することで、取締役社長等の選定に関する透明性を高めております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

最高経営責任者と指名委員会委員の兼任を禁止する。

2. 提案理由

最高経営責任者の指名を提案・答申する指名委員会委員が最高経営責任者であることに、論理矛盾があるため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえで、取締役社長及び取締役に關する後継者計画の策定並びに後継者の育成が取締役社長の重要な責務であると捉え、業界動向や社内事情に詳しい取締役社長が指名委員会の委員としてその選定過程に参画することが必要であると考えております。

同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により代表取締役、取締役社長及び取締役会長（以下「取締役社長等」といいます。）を選定することで、取締役社長等の選定に關する透明性を高めております。

そして、同委員会における決議については、指名委員会規程により特別の利害関係を有する者の関与を排除することとしておりますので、取締役社長等は、自らの選定・解職に關する決議においてその議決権を行使できないこととしております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

定時株主総会参考書類の各執行役員記載欄に生年月日、当社入社年月および直近三か年の主要な実績を記載し、情報開示する。

2. 提案理由

経営執行部の透明性を高めるためと、社内出身者の取締役選任の株主提案をする際の判断材料とするため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主様にお送りする株主総会資料につきましては、株主様に議案をご検討いただくにあたって必要なものとして記載が義務付けられている情報だけでなく、株主様に議案をご検討いただくにあたって参考となる情報につきましても任意で記載しております。

このうち、株主様に議案をご検討いただくにあたって参考となる情報として記載する内容については、株主総会に上程する議案の内容などにより都度決定すべきものであり、取締役会において適時に決定することが適切であると考えております。

また、株主総会資料に記載する内容の決定といった個別具体的な業務執行の詳細にわたる事項について、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

取締役選任の件

1. 提案内容

向島克敏氏の取締役選任を求める。

2. 提案理由

- ① 136期新型コロナウイルス感染等で、時計、工作機械、デバイス各事業が赤字転落または大幅減益の中、向島氏が責任者である電子機器事業他のみが増益を確保し、同氏に実務的経営能力があると判断したため。
- ② 向島氏が実務的な特許15件の発明者であり技術見識が高いと判断したため。実務的な特許とは、例えばカレンダー付腕時計で長針がカレンダー部に重なり日付や曜日が視認できないことがあるが、そんな時にリスト動作で長針をずらし日付や曜日を即座に確認できるようにする時計システムや構造を提供するような特許である。

* 判断した資料出所：第136期～137期定時株主総会参考書類、当社ホームページおよびJ-GLOBAL科学技術総合リンクセンター開示内容。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

会社提案の第2号議案でお示した取締役会の体制は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務める指名委員会の答申に基づくものであります。また、現中期経営計画の遂行及び長期的な経営方針の実現に向けて必要なスキルを踏まえて、最適な人員の選出を行っております。

したがって、現時点においては、企業価値の最大化とコーポレート・ガバナンスの実効性確保に向けた最適な体制であると考えております。

なお、候補者向島克敏氏からは、本株主提案により選任された場合、就任を辞退する旨の意向を伺っております。取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

取締役解任の件

1. 提案内容

窪木登志子氏の取締役解任を求める。

2. 提案理由

- ① 窪木氏の兼職数が当社を含めて7個もあり、当社取締役として十分に能力を発揮できないと判断したため。
- ② 当社、社外役員5名中、窪木氏を含めて2名が弁護士で人材属性の偏在があるため。
- ③ 窪木氏は取締役を監督する監査役を務めたのち、間を置かず、監査役に監督を受ける取締役に就任しており、かつ既に通算ほぼ7年当社社外役員として務めているため。なお、同氏は133期取締役会を17回中3回、監査役会を13回中2回欠席している。また、136期取締役会を17回中1回欠席している。

*判断した資料出所：第131～137期定時株主総会参考書類開示内容。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

会社提案の第2号議案の候補者欄に記載した表には、取締役窪木登志子氏の略歴等のうち、会社等の役員以外のものも含んでおりますが、それらについては弁護士としての本来の業務の範囲内であり、その幅広い経験を当社の経営のチェックや監督機能に活かしていただけると考えております。

また、同氏は、取締役会、指名委員会及び報酬委員会において、主に弁護士としての専門的見地及び社外取締役としての経験に基づいた発言等を通じて、当社の経営のチェックや監督機能を担うことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

そして、会社提案の第2号議案でお示した取締役会の体制は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務める指名委員会の答申に基づくものであり、同氏には引き続き当社グループの企業価値向上への役割が期待できることから、解任の理由はないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

監査役解任の件

1. 提案内容

赤塚昇氏の監査役解任を求める。

2. 提案理由

- ① 赤塚氏は毎年当社が借入をしている主要取引銀行の出身者であり（137期末は当社が138億円を借入）、利害関係があり当社社外監査役としての独立性が全く期待できないため。また提案者の知る限り少なくともほぼ17年赤塚氏を含め、歴代社外監査役は当主要取引銀行出身者が連続と切れ目なく続いており、「当銀行出身者の指定席化」しているため。
- ② 赤塚氏は既に通算ほぼ5年社外監査役を務めており、任期満了まで務めると8年の長期に及ぶため。なお、同氏は135期取締役会および監査役会を、それぞれ1回欠席している。

*判断した資料出所：第121～137期定時株主総会参考書類開示内容。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

常勤監査役である赤塚昇氏は、取締役会を含めた重要な意思決定会議に出席し、必要に応じた意見の陳述を行うほか、付議事項や報告事項の妥当性・手続きの適法性を監査しております。

加えて経験豊富な経営者としての見地から、経済・金融情勢、財務・経理面に関わる発言などを行っております。

また、日常の監査活動においては当社の内部統制システムの運用状況の把握を行い、取締役の職務執行を監査し、グループを含めた内部監査体制の拡充に対する必要な助言を行っております。

そして、同氏には引き続き当社グループの企業価値向上への役割が期待できることから、解任の理由はないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期の国内経済は、物価上昇の影響等を受けながらも、経済活動の正常化に伴い個人消費は引き続き緩やかな持ち直しの動きが見られました。また、北米及び欧州市場は、地政学的な要因による情勢不安及び資源価格高騰によるインフレなど不確実性の高い状況で推移し景気後退懸念が高まりましたが、個人消費は堅調さを保ちました。アジア市場のうち中国は、ゼロコロナ政策からの転換が図られたものの停滞感の強い展開となったほか、その他のアジア地域も急激な物価上昇の影響を受け、経済回復は弱いものに留まりました。

このような情勢のもと、当期の連結業績は、主力の時計事業と工作機械事業を中心に伸張し、売上高は3,013億66百万円（前期比7.1%増）、営業利益は237億8百万円（前期比6.4%増）と増収増益となりました。また、経常利益は290億96百万円（前期比6.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は218億36百万円（前期比1.4%減）となりました。

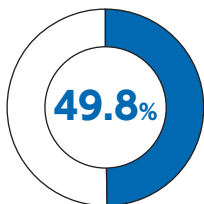
(連結業績)

売上高	3,013億66百万円	(前期比7.1%増)
営業利益	237億 8百万円	(前期比6.4%増)
経常利益	290億96百万円	(前期比6.4%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	218億36百万円	(前期比1.4%減)

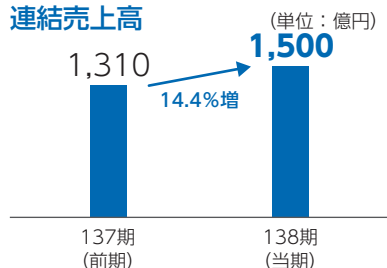
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

時計事業

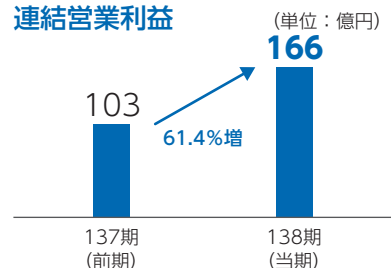
売上高構成比



連結売上高



連結営業利益



ウオッチ販売のうち“CITIZEN”ブランドの国内市場は、物価上昇に伴う節約志向の高まりも見られましたが、『The CITIZEN』をはじめとしたプレミアムブランドに加え、『CITIZEN ATTESA』のエコ・ドライブGPS衛星電波時計やブランド誕生35周年記念限定モデルなどが順調に推移し、増収となりました。

海外市場のうち北米市場は、宝飾チェーンや百貨店などの主要流通が好調さを保ったほか、トラベル需要の回復を受けクルーズ船向けの販売も増加するなど、継続的に売上を伸ばしました。欧州市場も激しい物価高に見舞われる中、イギリスやドイツなどが堅調に推移し、増収となりました。アジア市場は、東南アジア、インドなどが上向きつつある一方で、中国においてロックダウンに伴う移動制限の影響を大きく受けたことにより減収となりました。

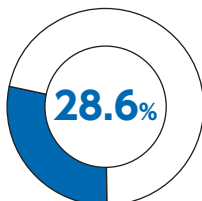
“BULOVA”ブランドは、主力の北米市場において百貨店向けの販売が堅調に推移したほか、オンライン向け販売やトラベル流通向け販売の伸長も寄与し、増収となりました。

ムーブメント販売は、中国市場の落ち込み等により機械式ムーブメントの需要が減少したほか、アナログクォーツムーブメントは欧米市場での景気後退を懸念した慎重な動きとなり、減収となりました。

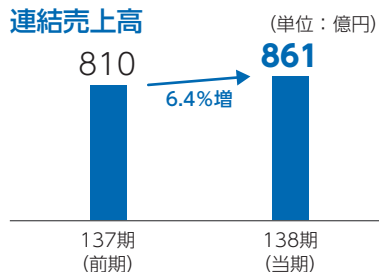
以上の結果、時計事業全体では、世界的な物価上昇に伴う消費マインドの低下が懸念されながらも、効果的な製品投入や取扱店舗の拡大に努めたことにより海外市場が好調に推移したほか、円安の進行も寄与し、売上高は1,500億2百万円（前期比14.4%増）と、増収となりました。営業利益においては、売上高の上昇と継続的な収益性改善に向けた取組みにより、166億32百万円（前期比61.4%増）と、増益となりました。

工作機械事業

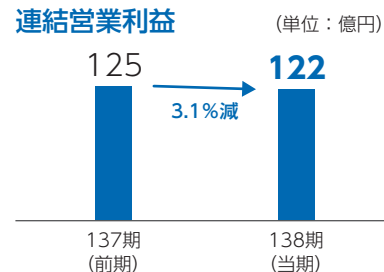
売上高構成比



連結売上高



連結営業利益

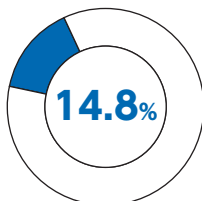


半導体をはじめとした部品不足の影響が長期化する中、国内市場は、自動車メーカー各社の減産の影響を受け自動車関連が軟調だったものの、建機、住宅設備関連が底堅く推移し、増収となりました。海外市場のうち中国市場は、度重なるロックダウンの実施とその後のゼロコロナ政策撤廃の影響による混乱を受け伸び悩みましたが、欧州及び米州市場は、景気の先行き不透明感が高まりながらも引き続き医療関連等が堅調に推移し、増収となりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、売上高は861億71百万円（前期比6.4%増）と、増収となりました。また、営業利益においては、原材料価格や輸送費などの上昇に伴い、122億3百万円（前期比3.1%減）と、減益となりました。

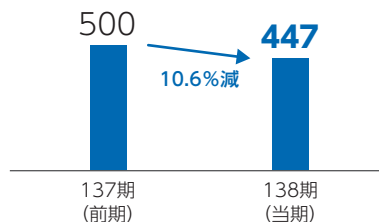
デバイス事業

売上高構成比



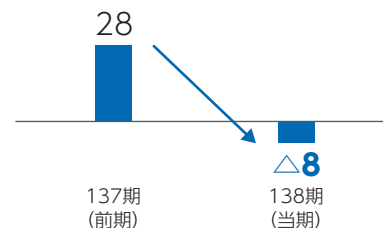
連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)



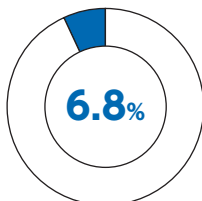
精密部品のうち自動車部品は、半導体不足の影響による自動車メーカーの減産の影響を受け減収となりました。水晶デバイスは、継続していた旺盛な需要に一服感が見られました。小型モーターは、医療関連や半導体関連など幅広い分野の需要拡大を背景に堅調に推移し増収となりましたが、精密部品全体では減収となりました。

オプトデバイスのうちチップLEDは、ゲーム機向け等が底堅く推移した一方、中国市場におけるロックダウン実施に伴う混乱や半導体等の部材不足の影響により車載向けや照明向けLEDが大きく落ち込み、減収となりました。

以上の結果、デバイス事業全体では、売上高は447億37百万円（前期比10.6%減）、営業損失は8億18百万円（前期は28億64百万円の営業利益）と、減収減益となりました。

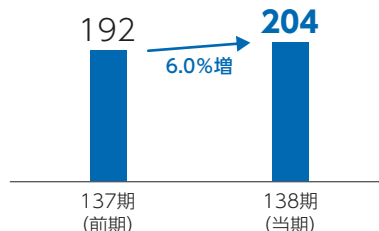
電子機器他事業

売上高構成比



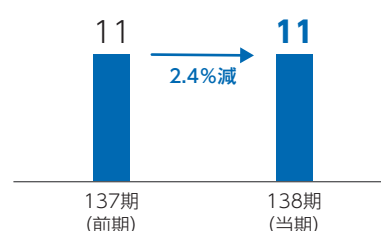
連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)



情報機器は、半導体不足による部材調達や物流の遅延等の影響を受けましたが、フォトプリンターが一定数量を出荷できたことに加え、POSプリンターやバーコードプリンターも需要が回復し、増収となりました。健康機器は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う各市場における体温計需要の落ち込みや、血圧計の値上げ実施後の販売減少等が響き、減収となりました。

以上の結果、電子機器他事業全体では、売上高は204億54百万円（前期比6.0%増）、営業利益は11億45百万円（前期比2.4%減）と、増収減益となりました。

(注) 各事業の営業利益の合計291億62百万円と営業利益237億8百万円の差は、事業間の取引消去及び各事業に配分していない全社費用であります。

事業区分別売上高

区分	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前期比増減率 (%)
時計事業	150,002	49.8	14.4
工作機械事業	86,171	28.6	6.4
デバイス事業	44,737	14.8	△10.6
電子機器他事業	20,454	6.8	6.0
合計	301,366	100.0	7.1

(注) 総売上高の海外売上高比率は74.6%であります。

2. 資金調達の様況

該当事項はありません。

3. 設備投資の様況

当期中に実施いたしました設備投資額は、174億28百万円であります。設備投資の主なものは次のとおりであります。

- (1) 時計事業の生産設備に52億35百万円
- (2) 工作機械事業の生産設備に84億93百万円
- (3) デバイス事業の生産設備に20億12百万円
- (4) 電子機器他事業の生産設備に6億8百万円

4. 重要な企業再編行為等

該当事項はありません。

5. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

6. 対処すべき課題

当社は、企業理念である「市民に愛され市民に貢献する」を基盤とし、2030年を見据えて、サステナブル社会、デジタル社会に対応し成長できるシチズングループのありたい姿を描き、そこからバックキャストすることで5つのマテリアリティ「気候変動への対応と循環型社会への貢献」、「質の高い生活への貢献」、「産業分野におけるソリューションの提供」、「働きがいの向上と人財の育成」、「社会的責任の遂行」を設定しました。

長期ビジョンの実現に向けて、グループ中期経営ビジョン「豊かな未来（とき）をつなぐ」、「Crafting a new tomorrow」を掲げ、2022年度（2023年3月期）から2024年度（2025年3月期）までの3か年の「中期経営計画2024」を策定し、新たな価値創造に挑戦し、世の中に安心と信頼、そして感動を届け、豊かなときをつなぐ存在になることを目指してまいります。

グループ中期経営ビジョン実現に向けて、本中期経営計画における以下の重点戦略に取り組んでまいります。

1. 事業ポートフォリオの戦略

時計事業と工作機械事業を、グループ成長を牽引するコア事業と位置付け、経営資源を戦略的に投資していくことで更なる成長を目指してまいります。デバイス事業及び電子機器他事業は、安定成長を目指しながら、事業や製品の選択と集中を進めてまいります。また、成長の可能性のある新事業領域の探索も進めてまいります。

本中期経営計画における事業別の戦略は、以下のとおりです。

- ① 時計事業は、グループビジョンと同じく「豊かな未来（とき）をつなぐ」、「Crafting a new tomorrow」をビジョンとして掲げ、グローバル市場におけるブランドイメージの明確化、カスタマーエクスペリエンスの向上を通じて、「グローバルブランド戦略」、「プレミアムブランド及び機械式時計戦略」、「継続的なユーザー接点の強化とデータ活用」の3つの重点戦略に取り組んでまいります。グループを牽引するコア事業として、経営資源を戦略的に投資するとともに、収益性の改善と持続的な成長に取り組んでまいります。
- ② 工作機械事業は、世界最先端の生産革新ソリューションを創造し、「新・モノづくり企業」のポジションを確立するために、売上1,000億円に向けた事業基盤の構築、加工技術による差別化、自動化・省力化領域の拡大に取り組んでまいります。成長が見込まれるアジア地域での営業、サービス体制の強化を図ることで、更なる成長を目指してまいります。
- ③ デバイス事業は、市場変化に合わせた製品の選択と集中、収益力改善及び当社の強みを最大限に活かせる領域における事業拡大により、確固たる競争優位を確立してまいります。当社グループの強みである小型金属加工技術を活かした自動車部品事業では、高付加価値製品やEV関連部品の拡大及び自動車部品以外の領域の開拓を進め、オプトデバイス事業では、高効率、長寿命、環境配慮型の照明用LEDなどの拡充を図ってまいります。
- ④ 電子機器他事業では、当社グループの強みをしっかりと見極め、事業と製品の選択と集中を行うとともに、生産効率の向上や合理化による安定的な利益確保を目指してまいります。

2. DX戦略の推進及び人財の育成

「ユーザー視点での価値の創出・向上を継続的に行える企業グループへ」をDXビジョンとして掲げ、「業務プロセスの変革による高収益体質への転換」、「製品・サービスの変革による新たなユーザー価値の創出」、「企業風土の変革」の3つの方針に取り組んでまいります。

「業務プロセスの変革による高収益体質への転換」では業務の効率化・高度化、データ活用による意思決定の高度化、デジタル活用によるモノづくりの進化を、「製品・サービスの変革による新たなユーザー価値の創出」では、新たなユーザー体験の提供、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

人財ビジョンとして「社員一人一人が中期ビジョン実現への貢献を実感し、シチズンで働くことを誇りに感じる」を掲げ、デジタル施策を着実に進めるとともに、「企業風土の変革」をグループで連携して進めてまいります。

当社を取り巻く経営環境として、主に以下の環境変化を認識しております。

1. 地政学的リスクによる世界経済への影響
2. 欧米諸国を中心としたインフレによる景気への影響
3. Eコマース需要の更なる拡大と実店舗流通の構造変化
4. スマートウォッチ市場の拡大に伴う、ファッションウォッチを中心とした時計市場の縮小
5. アナログクォーツムーブメント市場の縮小

当社は、以上のような経営環境変化の影響を受け業績不振のリスクが高まっていることを認識し、中核事業である時計事業及び工作機械事業における以下の5つの課題について優先的に取り組んでまいります。

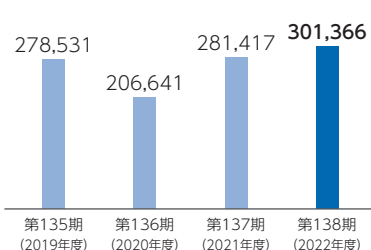
1. 機械式完成品の拡充及び機械式ムーブメント外販の拡大
2. 環境意識の高まりを捉えた、「Eco-Drive」の特性や環境に配慮した素材の更なる訴求
3. 製品価値を含む、体験価値を提供する双方向のコミュニケーションの構築
4. スマートウォッチと競合しない領域へのシフト
5. 工作機械事業の事業基盤強化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を心よりお願い申し上げます。

7. 財産及び損益の状況の推移

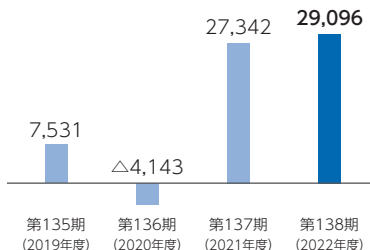
売上高

(単位：百万円)



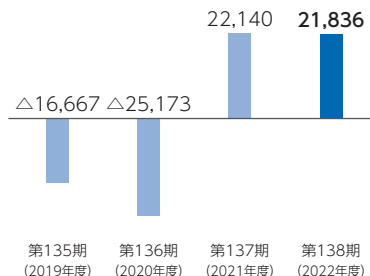
経常利益

(単位：百万円)



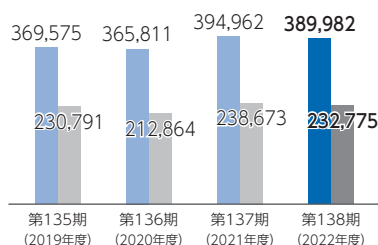
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



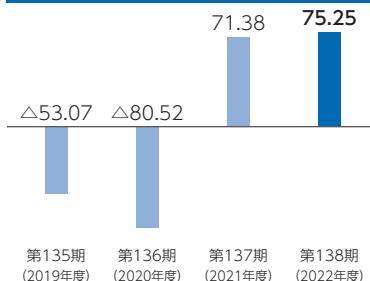
総資産/純資産

(単位：百万円)



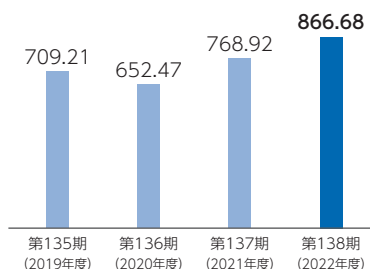
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区分		第135期 (2019年度)	第136期 (2020年度)	第137期 (2021年度)	第138期 (当期) (2022年度)
売上高	(百万円)	278,531	206,641	281,417	301,366
経常利益	(百万円)	7,531	△4,143	27,342	29,096
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	△16,667	△25,173	22,140	21,836
1株当たり当期純利益	(円)	△53.07	△80.52	71.38	75.25
総資産	(百万円)	369,575	365,811	394,962	389,982
純資産	(百万円)	230,791	212,864	238,673	232,775
1株当たり純資産額	(円)	709.21	652.47	768.92	866.68

- (注) 1. 経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益の△印は損失を示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算定し、1株当たり純資産額は期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。
 3. 当社は、役員報酬BIP信託を採用した業績連動型株式報酬を導入し、当該信託の保有に係る当社株式を純資産の部に自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託の保有に係る当社株式数を、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定に際して控除する自己株式数に含めております。
 4. 第137期より「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

8. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	100百万円	100.0	時計事業
シチズンマシナリー株式会社	2,651百万円	100.0	工作機械事業
シチズンファインデバイス株式会社	1,753百万円	100.0	デバイス事業
シチズン電子株式会社	5,488百万円	79.3	デバイス事業
シチズン・システムズ株式会社	450百万円	100.0	電子機器他事業
Citizen Watch Company of America, Inc.	4,366万US\$	100.0	時計事業
星辰表（香港）有限公司	1,000万HK\$	100.0	時計事業

9. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

区分	主要製品
時計事業	ウォッチ、ムーブメント
工作機械事業	NCE自動旋盤
デバイス事業	自動車部品、水晶デバイス、小型モーター、LED
電子機器他事業	プリンター、健康機器、他

10. 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

	会社名	所在地
当社	シチズン時計株式会社	東京都西東京市
子会社	シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	埼玉県所沢市
	シチズンマシナリー株式会社	長野県北佐久郡御代田町
	シチズンファインデバイス株式会社	山梨県南都留郡富士河口湖町
	シチズン電子株式会社	山梨県富士吉田市
	シチズン・システムズ株式会社	東京都西東京市
	Citizen Watch Company of America, Inc.	米国・カリフォルニア
	星辰表（香港）有限公司	中国・香港

11. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

事業区分	従業員数		前期末比増減	
時計事業	5,007	(2,030)名	△ 4	(△ 98)名
工作機械事業	2,250	(170)	114	(△ 6)
デバイス事業	3,641	(729)	△ 360	(△ 358)
電子機器他事業	1,137	(186)	△ 32	(△ 5)
全社 (共通)	221	(31)	△ 11	(1)
合 計	12,256	(3,146)	△ 293	(△ 466)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。

12. 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	14,970
株式会社三菱UFJ銀行	13,718
日本生命保険相互会社	6,000
株式会社三井住友銀行	3,912
株式会社八十二銀行	3,500
株式会社山梨中央銀行	2,500

II 会社の株式及び新株予約権等に関する事項

1. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 959,752,000株

(2) 発行済株式の総数 294,000,000株

(注) 2022年7月29日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて20,353,809株減少しております。

(3) 株主数 69,829名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	46,920	18.11
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	17,063	6.58
日本生命保険相互会社	11,948	4.61
日亜化学工業株式会社	10,000	3.86
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	5,835	2.25
シチズングループ従業員持株会	5,081	1.96
株式会社ニコン	5,005	1.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,568	1.76
丸紅株式会社	4,496	1.74
株式会社シティインデックスイレブンス	4,440	1.71

(注) 持株比率は、自己株式34,850,428株を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤敏彦	
常務取締役	古川敏之	経営企画部・経理部・広報IR室・情報システム部担当
常務取締役	大治良高	時計事業本部長
取締役	中島圭一	シチズンマシナリー株式会社代表取締役社長
取締役	白井伸司	時計事業本部製造技術センター長 シチズン時計マニュファクチャリング株式会社代表取締役社長
取締役	宮本佳明	グループリスクマネジメント、総務部長、人事部・CSR室・環境マネジメント室担当
社外取締役	窪木登志子	弁護士 クオールホールディングス株式会社社外取締役
社外取締役	大澤善雄	キャノンマーケティングジャパン株式会社社外取締役
社外取締役	吉田勝彦	川崎重工業株式会社社外取締役
常勤監査役 社外監査役	赤塚 昇	
常勤監査役	柳 和徳	
社外監査役	石田八重子	弁護士 株式会社いなげや社外取締役

- (注) 1. 石田八重子氏の弁護士としての職務上の氏名は「北代八重子」であります。
2. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなどの免責事由があります。当該保険契約は、当社及び当社の国内連結子会社の取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者としております。保険料は当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 常勤監査役 赤塚 昇氏は、長年、銀行及び会社の経営者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 常勤監査役 柳 和徳氏は、当社の子会社の経理部門の責任者として経理実務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役 石田八重子氏は、弁護士として企業法務等に関する専門的知識及び経験を有しており、客観的かつ公正な視点から監査体制を強化するための知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役 窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏並びに社外監査役 赤塚 昇及び石田八重子の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
8. 取締役 白井伸司氏は、2023年4月1日をもって地位、担当及び重要な兼職の状況が変更となり、次のとおりとなりました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	白井伸司	

なお、窪木登志子氏は、2023年6月23日に旭有機材株式会社の監査等委員である社外取締役に就任予定であります。また、2023年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	三輪克弘	研究開発センター長 シチズン時計マニュファクチャリング株式会社代表取締役社長
上席執行役員	篠原 浩	シチズンファインデバイス株式会社代表取締役社長
上席執行役員	関口金孝	シチズン電子株式会社代表取締役社長
上席執行役員	向島克敏	シチズン・システムズ株式会社代表取締役社長
執行役員	宇都宮 央	Citizen Watch Company of America, Inc.取締役会長
執行役員	森田光則	経理部長
執行役員	三浦美男	時計事業本部ムーブメント事業部長
執行役員	矢島義久	時計事業本部事業企画センター長
執行役員	戸倉克輔	時計事業本部商品企画センター長
執行役員	小林啓一	経営企画部長
執行役員	川出善崇	時計事業本部国内時計事業部長

2. 当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
寺坂史明	2022年6月28日	任期満了	社外取締役
高田喜雄	2022年6月28日	辞任	常勤監査役

3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の決定に関する方針等

「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の内容の概要は次のとおりです。

なお、当該方針の決議にあたっては報酬委員会の勧告を受けております。

① 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、固定報酬、賞与及び業績連動型株式報酬（以下「賞与」及び「業績連動型株式報酬」をあわせて「業績連動報酬」という。）で構成するものとする。

② 固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに取締役に対し固定報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬の額は、取締役がその資質や能力を十全に発揮し、当社の掲げる企業理念に基づく持続的な成長への意欲の向上に資するとともに、優秀な人材の確保が可能となる水準で、かつ、経営環境の変化や外部データ、世間水準、経営内容を勘案して決定する方針とし、取締役会の決議による委任を受けた報酬委員会が、原則として毎年6月に、役位の変更が生じた場合には適時に開催される報酬委員会において、「取締役月額基本報酬基準」に定められた範囲内で決定し、毎月現金で支払うものとする。

なお、業績の著しい悪化や当社グループ（当社及び当社の子会社からなる企業集団）における不祥事等が生じた場合には、取締役会または取締役社長の諮問による報酬委員会の答申または報酬委員会の勧告に基づく取締役会の決議により、固定報酬の額を変更することがある。

③ 業績連動報酬に係る業績指標及び内容並びに業績連動報酬の額又は数若しくはその算定方法の決定に関する方針並びに取締役に対し業績連動報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

1) 賞与

賞与の額は、②に規定する方針に加え、取締役の賞与支給基準に定める財務評価項目（売上、営業利益等）及び非財務評価項目（世界情勢、災害、M&A等）により決定する方針とし、取締役会の決議により委任を受けた報酬委員会が、原則として毎年6月に決定する。賞与は、毎年7月に現金で支払うものとする。

2) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、その内容は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象に、当社が役位別に拠出する取締役の報酬額を原資として信託を通じて当社株式が取得され、業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度とし、その額又は数若しくはその算定方法は、報酬委員会の勧告に基づく取締役会の決議により「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に定めるもの

とする。

業績連動型株式報酬は、「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に従い、原則として各取締役の退任時に交付等を行うものとする。

④ 固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬で構成し、取締役がその資質や能力を十全に発揮し、当社の掲げる企業理念に基づく持続的な成長への意欲の向上に資するとともに、優秀な人材の確保が可能となる水準で、かつ、経営環境の変化や外部データ、世間水準、経営内容を勘案したうえで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることができる水準とする。

個人別の報酬の額に占める業績連動報酬の割合は、業績連動報酬に係る業績評価等の結果が最大となった場合に50%を超えるものとし、そのうち業績連動型株式報酬については約15%とする。業績連動報酬については、業績評価等の結果、支給されない場合がある。

賞与は社外取締役を除く取締役に支給するものとし、業績連動型株式報酬は社外取締役及び国内非居住者を除く取締役に支給するものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する事項

1) 当該委任を受ける者の氏名又は当社における地位若しくは担当

取締役の個人別の報酬の内容についての決定は、「報酬委員会規程」に定めるところにより取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員で構成する報酬委員会に委任するものとする。

2) 1)の者に委任する権限の内容

報酬委員会に委任する権限の内容は、「報酬委員会規程」に定める以下の事項とする。

- (1) 報酬等に関し取締役会から委任された事項を審議し、決定すること。
- (2) 報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告すること。
- (3) 報酬等に関し取締役会又は取締役社長の諮問に応じて審議し、答申すること。
- (4) その他取締役会の決議によって定めるもの

3) 1)の者により2)の権限が適切に行使されるようにするための措置の内容

取締役の報酬等に関する透明性を高めるため、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含む報酬委員会を設置する。報酬委員会は、議決に加わることができる委員の過半数が出席して審議し、その過半数をもって決議することとし、報酬委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めるものとする。⑤2)の報酬委員会に委任する権限の内容その他の報酬委員会に関する事項については「報酬委員会規程」に定めるものとする。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	うち固定報酬 (百万円)	うち賞与 (百万円)	うち業績連動型 株式報酬 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	10 (4)	309 (28)	167 (28)	99 (-)	43 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	45 (27)	45 (27)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	14 (6)	355 (55)	212 (55)	99 (-)	43 (-)

- (注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第137期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役及び監査役を含んでおります。
2. 取締役 (社外取締役を除く。) に対する賞与99百万円は、2023年6月28日開催の第138期定時株主総会終結後に支給する予定の金額であります。
3. 取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) に対する業績連動型株式報酬43百万円は、当事業年度に係る費用計上額であります。第137期を最終事業年度とする中期経営計画に対応した3事業年度を対象期間とする業績連動型株式報酬として取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) 6名に交付される株式数に基づいて算定した株式給付債務につき、第137期事業報告に記載した費用計上額との差額16百万円を当事業年度の費用として計上しております。
4. 賞与に係る業績指標は、単年度の業績及び中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、単年度計画に係る連結売上高及び連結営業利益並びに中期経営計画に係る連結売上高、連結営業利益率及びROEとしており、当期の実績は、連結売上高3,013億66百万円、連結営業利益率7.9%及びROE9.6%であります。賞与は、役員別の月額基本報酬に業績指標の達成度及び非財務項目を勘案して算出した係数を乗じて算定されております。
5. 業績連動型株式報酬の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(1)役員報酬等の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当期における交付状況は、「Ⅱ 1.(5)当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。業績連動型株式報酬に係る業績指標は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、中期経営計画に係る連結売上高、連結営業利益率、ROE、CO2削減率 (2018年比) 及びFTSE Russell ESG Ratingsスコアとしており、当期の実績は、連結売上高3,013億66百万円、連結営業利益率7.9%、ROE9.6%、CO2削減率 (2018年比) 16.8%及びFTSE Russell ESG Ratingsスコア3.5であります。業績連動型株式報酬は、業績指標等の達成度に応じて算定されております。
6. 取締役 (社外取締役を除く。) に対する報酬等の総額は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において年額370百万円以内 (賞与等を含む。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く。) の員数は、8名であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しないこととしております。
7. 上記6. とは別枠で、取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) に対する業績連動型株式報酬の総額は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において3事業年度を対象として300百万円以内 (2018年に設定する当初は1事業年度を対象として100百万円以内) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) の員数は、8名であります。
8. 社外取締役の報酬等の総額は、2019年6月26日開催の第134期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数は、3名であります。なお、社外取締役には賞与を支給しないこととしております。
9. 監査役に対する報酬等の総額は、2007年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。なお、監査役には賞与を支給しないこととしております。
10. 取締役会は、取締役の報酬に関する透明性を高めるために、社外取締役 大澤善雄氏を委員長とし、社外取締役 窪木登志子及び吉田勝彦の両氏並びに代表取締役社長 佐藤敏彦氏を委員とする報酬委員会に対し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任しております。報酬委員会は、当該内容の決定が取締役会の決議により報酬委員会に委任されており、報酬等の内容が取締役会で決議された取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に適合していることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先である法人等との間には、特別の関係はありません。

(2) 当期における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 窪木登志子	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当期に開催された指名委員会の6回すべてに出席し、同委員会の委員として、代表取締役社長の選定等に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等における監督機能を担っております。また、当期に開催された報酬委員会の8回すべてに出席し、同委員会の委員として、取締役の報酬の決定方針や報酬水準のあり方に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 大澤善雄	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当期に開催された指名委員会の6回すべてに出席し、同委員会の委員長として、代表取締役社長の選定等に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等における監督機能を主導しております。また、当期に開催された報酬委員会の8回すべてに出席し、同委員会の委員長として、取締役の報酬の決定方針や報酬水準のあり方に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 吉田勝彦	当期に開催された取締役会のうち、その任期中に開催された13回すべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当期に開催された指名委員会の6回すべてに出席し、同委員会の委員として、代表取締役社長の選定等に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等における監督機能を担っております。また、当期に開催された報酬委員会のうち、その任期中に開催された4回すべてに出席し、同委員会の委員として、取締役の報酬の決定方針や報酬水準のあり方に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役 赤塚 昇	当期に開催された取締役会17回すべてに、また、監査役会13回すべてに出席いたしました。必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム、内部監査等について、必要な発言を行っております。
社外監査役 石田八重子	当期に開催された取締役会17回すべてに、また、監査役会13回すべてに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、必要な発言を行っております。

(注) 社外監査役 石田八重子氏の弁護士としての職務上の氏名は「北代八重子」であります。

IV 会社の体制及び方針

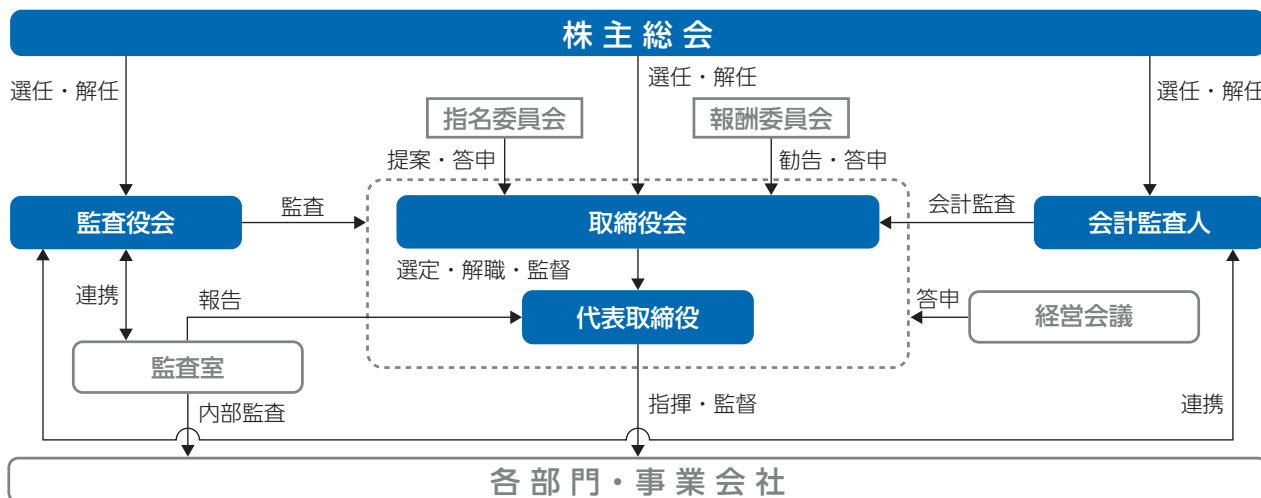
1. コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は社名の由来である「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念とし、地域社会はもとより地球環境と調和した持続的な企業活動を通して、社会への貢献とともに企業価値を向上させていくことに努めております。この企業目的を継続的に高めていくためには、経営の透明性確保と多面的な経営への監視機能が重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けての取組みを実施しております。

(2) 会社の機関の内容

コーポレート・ガバナンス体制



① 会社の機関の概要

当社は、当社事業内容に精通した取締役6名と独立性が高い社外取締役3名で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社では、迅速な経営判断と経営の透明性維持のために、常勤取締役、常勤監査役等で構成する経営会議を開催し、取締役会の決議事項その他経営上の重要事項について十分な議論と事前審議を行っております。

取締役会では業務執行に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。業務執行に関しま

しては、代表取締役、担当取締役及び執行役員により業務運営を行っております。当期において、取締役会は17回開催されました。すべての取締役及びすべての監査役は、当期に開催された取締役会のうち、その任期中に開催された取締役会のすべてに出席しました。なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 指名委員会及び報酬委員会

当社は、経営の透明性を高めるために、任意の機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会は、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定等に関する事項を審議し、取締役会に提案すること等を主な職務としております。当期において、指名委員会は6回開催されました。すべての委員は、当期に開催された指名委員会のすべてに出席しました。

報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告すること等を主な職務としております。当期において、報酬委員会は8回開催されました。すべての委員は、当期に開催された報酬委員会のうち、その任期中に開催された報酬委員会のすべてに出席しました。

各委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成されており、委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含むものとしております。なお、各委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めております。

④ 監査役監査、会計監査及び内部監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査方針や監査計画に従い、取締役会、経営会議及び事業ごとの会議等への出席、取締役等からの職務執行状況の報告や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により取締役の業務執行の厳正な監査を実施しております。また、会計監査人である監査法人日本橋事務所より会計監査の報告を受け、会計監査人と協力して当社及び子会社の監査業務等を効率的に実施し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けた取組みを行っております。当期において、監査役会は13回開催されました。すべての監査役は、当期に開催された監査役会のすべてに出席しました。

また、会計監査に関し、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、監査法人日本橋事務所に所属する千葉茂寛、高橋秀和及び折登谷達也の各氏であります。なお、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、公認会計士試験合格者等8名であり、当社は公正で独立した立場から会計監査を受けております。

会計監査人の再任の可否につきましては、監査役会において審議し、決定しております。なお、再任しない場合は、会社法により定時株主総会に諮ることとなっております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針につきましては、「第138期定時株主総会の招集に際して電子提供措置事項記載書面に記載しないこととした事項 会計監査人の状況 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針」をご覧ください。

さらに、当社は内部監査部門として監査室を設置し、年間監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行が適正かつ合理的に行われているかを監査しております。

これらの監査機関及び内部監査部門並びに内部統制部門は、相互に緊密な連絡を取り合っております。

⑤ 社外役員との関係

当社グループと社外取締役である窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏並びに社外監査役である赤塚昇及び石田八重子の両氏とは、特別の利害関係はありません。

2. サステナビリティへの取組み

サステナビリティへの取組みにつきましては、シチズングループは「市民に愛され市民に貢献する」という企業理念に基づく「サステナブル経営」をグループビジョンに掲げており、当社の取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」がその推進を担っております。また、事業活動による社会課題への影響度合いを評価し、優先順位をつけた5つのマテリアリティを特定するとともに、社会課題の解決に向けた2030年までのロードマップを開示しております。

事業においては、バリューチェーン全体で事業プロセスに配慮した生産施設＝サステナブルファクトリーを実現することで、そこから生まれる製品・サービスは、これまでの環境配慮に加えて、原材料の生産や調達において紛争鉱物への関与といった人権侵害などの社会課題に関与しない＝サステナブルプロダクツを創出する取組みを行っております。

人的資本につきましては、当社では、「企業の競争力の源泉は人である」という認識のもと、当社における経営戦略及び経営課題に取り組むべく、人的資本について様々な取組みをしております。EC販売及びデジタルマーケティングの強化、今後の成長が見込まれるアジア市場等の重点地域戦略を推進すべく、採用においては、中途採用を含め即戦力を重視した採用を行っております。配置・育成においても、タレントマネジメントにより、社員一人一人の経験・スキルを把握し、人材ポートフォリオのギャップを埋めるための必要な教育を行うことに取り組んでおります。従業員エンゲージメントにおいては、2016年より毎年、社員意識調査を行い実態把握するとともに、必要に応じて対策を行っております。

知的財産につきましては、これまで、事業を守るための知的財産活動に注力してまいりましたが、今後はさらに、事業の競争力を向上させ、当社の持続的な成長に貢献する知的財産活動を推進してまいります。具体的には、市場情報と事業情報に知財情報を融合する活動により、より効果的に経営（事業）戦略の立案・実行に寄与し、最終的に企業価値を向上させることを目的とした知的財産情報の戦略的活用を強化してまいります。

また、地球規模の課題である気候変動問題の解決に貢献するため、「シチズングループ環境方針」に基づく、「シチズングループ環境ビジョン2050」及び「シチズングループ環境目標2030」を定め、工場・オフィスからのCO2排出量を実質ゼロにすることを目指しております。

環境目標の実現に向けて、2020年度には、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同

を表明するとともに、将来的な気温上昇の想定が異なる2つのシナリオ（2℃シナリオ、4℃シナリオ）を用い、TCFD提言が要請する気候変動関連のリスクと機会の特定と評価を行いました。特定されたリスクに対しては、気温上昇が進行する4℃シナリオにおけるリスクの低減と国際的に約束した目標が達成される2℃シナリオの実現に向け、CO2削減や製品における環境配慮を推進しております。

さらに、両シナリオ共通の機会である環境に配慮した経営を推進するため、従来の省エネ活動に加えて、東京事業所及び所沢事業所における使用電力を100%再生可能エネルギー由来の電気に切り替えるとともに、国内外の事業所で太陽光発電施設の設置なども行っております。

2030年に向けた当社の温室効果ガス排出量削減目標「シチズングループ環境目標2030」が、パリ協定を達成するために科学的根拠のある水準と認められ、SBTイニシアチブから認定を取得しました。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
資産の部	
流動資産	259,642
現金及び預金	82,490
受取手形及び売掛金	53,718
電子記録債権	2,081
商品及び製品	58,604
仕掛品	24,291
原材料及び貯蔵品	25,595
未収消費税等	3,052
その他	10,907
貸倒引当金	△1,099
固定資産	130,340
有形固定資産	79,521
建物及び構築物	41,808
機械装置及び運搬具	15,868
工具・器具・備品	3,899
土地	10,367
リース資産	5,134
建設仮勘定	2,443
無形固定資産	4,751
ソフトウェア	3,951
その他	799
投資その他の資産	46,066
投資有価証券	39,021
長期貸付金	163
繰延税金資産	5,581
その他	1,675
貸倒引当金	△236
投資損失引当金	△138
資産合計	389,982

勘定科目	金額
負債の部	
流動負債	79,317
支払手形及び買掛金	18,889
電子記録債務	13,325
設備関係支払手形	18
営業外電子記録債務	384
短期借入金	3,787
未払法人税等	2,179
未払費用	10,997
賞与引当金	6,156
役員賞与引当金	303
製品保証引当金	1,244
1年内償還予定の社債	10,000
事業再編整理損失引当金	110
その他	11,918
固定負債	77,889
長期借入金	51,328
繰延税金負債	3,628
事業再編整理損失引当金	6
退職給付に係る負債	16,572
その他	6,353
負債合計	157,206
純資産の部	
株主資本	188,290
資本金	32,648
資本剰余金	33,740
利益剰余金	150,483
自己株式	△28,581
その他の包括利益累計額	35,888
その他有価証券評価差額金	10,161
為替換算調整勘定	25,659
退職給付に係る調整累計額	67
非支配株主持分	8,596
純資産合計	232,775
負債純資産合計	389,982

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
売上高	301,366
売上原価	179,186
売上総利益	122,180
販売費及び一般管理費	98,472
営業利益	23,708
営業外収益	6,248
受取利息	851
受取配当金	1,563
受取賃貸料	111
持分法による投資利益	1,248
為替差益	1,237
助成金収入	233
その他	1,002
営業外費用	860
支払利息	297
手形売却損	26
貸与資産減価償却費	19
シンジケートローン手数料	48
自己株式取得費用	86
控除対象外消費税	126
その他	255
経常利益	29,096
特別利益	3,719
投資有価証券売却益	1,530
固定資産売却益	1,761
その他	427
特別損失	4,576
固定資産売却損	17
固定資産除却損	501
減損損失	3,887
事業再編整理損	32
その他	138
税金等調整前当期純利益	28,240
法人税、住民税及び事業税	6,400
法人税等調整額	809
当期純利益	21,029
非支配株主に帰属する当期純損失	807
親会社株主に帰属する当期純利益	21,836

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
資産の部	
流動資産	67,072
現金及び預金	11,417
受取手形	245
電子記録債権	165
売掛金	7,667
製品	16,167
仕掛品	229
原材料	403
未収消費税等	688
短期貸付金	21,559
未収入金	4,397
未収還付法人税等	2,174
その他流動資産	2,460
貸倒引当金	△503
固定資産	151,335
有形固定資産	13,745
建物及び構築物	8,910
機械装置	1,057
車両・運搬具	0
工具・器具・備品	302
土地	3,359
リース資産	4
建設仮勘定	111
無形固定資産	1,239
ソフトウェア	1,233
その他無形固定資産	6
投資その他の資産	136,350
関係会社株式	105,888
投資有価証券	31,500
長期貸付金	163
長期前払費用	114
その他投資	284
貸倒引当金	△233
投資損失引当金	△1,367
資産合計	218,408

勘定科目	金額
負債の部	
流動負債	51,345
支払手形	84
買掛金	8,350
電子記録債務	1,534
営業外電子記録債務	29
短期借入金	3,745
1年内償還予定の社債	10,000
1年内返済予定の長期借入金	1,000
未払金	509
未払費用	2,051
預り金	21,437
賞与引当金	858
役員賞与引当金	99
事業再編整理損失引当金	4
その他流動負債	1,639
固定負債	55,950
長期借入金	51,000
繰延税金負債	1,199
退職給付引当金	3,575
役員株式給付引当金	138
事業再編整理損失引当金	6
資産除去債務	25
長期リース債務	3
その他固定負債	1
負債合計	107,295
純資産の部	
株主資本	101,051
資本金	32,648
資本剰余金	36,029
資本準備金	36,029
利益剰余金	60,953
その他利益剰余金	60,953
圧縮積立金	285
繰越利益剰余金	60,667
自己株式	△28,581
評価・換算差額等	10,061
その他有価証券評価差額金	10,061
純資産合計	111,112
負債純資産合計	218,408

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
売上高	84,047
売上原価	64,054
売上総利益	19,992
販売費及び一般管理費	20,587
営業損失	594
営業外収益	27,178
受取利息	111
受取配当金	26,434
受取賃貸料	38
為替差益	475
貸倒引当金戻入額	58
その他	59
営業外費用	446
支払利息	245
手形売却損	26
シンジケートローン手数料等	48
自己株式取得費用	86
その他	39
経常利益	26,137
特別利益	1,650
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	1,524
債務保証損失引当金戻入額	126
特別損失	1,627
固定資産除却損	265
固定資産売却損	0
減損損失	97
投資損失引当金繰入額	1,263
税引前当期純利益	26,161
法人税、住民税及び事業税	△470
法人税等調整額	356
当期純利益	26,275

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

シチズン時計株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	千 葉 茂 寛
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	高 橋 秀 和
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	折 登 谷 達 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シチズン時計株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シチズン時計株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

シチズン時計株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	千葉茂寛
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	高橋秀和
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	折登谷達也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シチズン時計株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部の監査等にウェブ会議システムを利用するなどにより、当初の監査計画を実行しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人日本橋事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、グループ監査の観点からは、各グループ会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的に開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等を行いました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては、その構築及び運用について継続的な改善が図られていることを確認しています。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

シチズン時計株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 赤塚 昇 ㊟

常勤監査役 柳 和 徳 ㊟

監査役 (社外監査役) 石田八重子 ㊟

以上

CITIZEN

株主総会会場ご案内図

会場

東京都西東京市田無町六丁目1番12号
当社東京事業所会議室

※受付開始は午前9時を予定しております。

交通

西武新宿線

田無駅北口から
徒歩約8分



- ・ 駐車場、駐輪場及び喫煙所のご用意はございません。
- ・ 事業所見学等は実施いたしません。
- ・ 当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

